

## 地方税法等の一部改正

# 地方税法等の一部が改正されました

6月、市・県民税を納めていただく最初の月です。

地方税法等の一部が改正され、平成22年度の市・県民税と国民健康保険税の制度が次のように変わります。

### 【市・県民税 改正のポイント】

**65歳未満の人の公的年金等に係る市・県民税の納付方法が変わります！**

公的年金等に係る市・県民税の納付方法は、平成21年度より年金からの特別徴収（年金天引き）または普通徴収のいずれかの方法によることになっておりますが、年金からの特別徴収の対象とならない65歳未満の人については、原則給与からの特別徴収税額へ合算することになりました。

**県民税の均等割額が変更となります！**

平成21年度 1500円  
 （内、500円が森林環境税）  
 平成22年度以降 1700円  
 （内、700円が森林環境税）

※森林環境税は、森林環境を保全するための各種施策に役立てられています。詳しい内容は、愛媛県ホームページをご覧ください。

○森林環境税の使いみちに関すること  
 県森林整備課ホームページ  
<http://www.pref.ehime.jp/h35900.html>

○森林環境税のしくみに関すること  
 県税務課ホームページ  
<http://www.pref.ehime.jp/h10500.html>

### 【国民健康保険税 改正のポイント】

**医療分・後期分の課税限度額が引き上げられます！**

平成22年度より医療分・後期分の課税限度額が左記のとおり改正されます。

	平成21年度	平成22年度以降
医療分課税限度額	47万円	50万円
後期分課税限度額	12万円	13万円

### 【問い合わせ先】

税務課市民税係  
 ☎242111

長浜支所総務課  
 ☎521111  
 （内線129～132）

（内線15～17）  
 肱川支所総務課  
 ☎342311（内線212）  
 河辺支所総務課  
 ☎392111（内線114）

## 国民年金保険料の学生納付特例制度をご存じですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることとなります。しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な学生の方は、本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

○本人の所得のみで審査します

一般の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合、世帯主などの所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例は本人の所得のみで判定します。申請は毎年度必要です。

○手続きされる人は

申請書は、住民票を登録している市町窓口へ提出してください。申請用紙は、各市町の国民年金窓

口に備えてあります。申請には基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）と学生証、または在学証明書が必要となります。

○手続きの簡素化について

前年度に学生納付特例制度が承認され、ハガキ様式の申請書が送付された人で、引き続き学生納付特例制度を申請する場合は、ハガキ様式の申請書に学校名、氏名、住所などを記入して郵便ポストへ投函してください。

### 【問い合わせ先】

市民課市民第1係  
 ☎242111（内線111）  
 長浜支所市民福祉課  
 ☎521113（内線23）  
 肱川支所市民福祉課  
 ☎342331（内線222）  
 河辺支所市民福祉課  
 ☎392113（内線123）  
 松山西年金事務所  
 ☎089・925・5105



# 非自発的失業（離職）者対象の 国民健康保険税などの軽減制度のお知らせ

## ○軽減制度の内容について

- ・非自発的失業（離職）により国民健康保険に加入する人の国民健康保険税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定することにより、保険税の負担を軽減します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。
- ・高額療養費などの所得区分判定も前年所得の給与所得を30/100として算定します。

## ○対象者について

非自発的失業（離職）者とは、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者を対象とします。

### 《確認方法》

「雇用保険受給資格者証」（本人所持）による確認とし、「離職年月日 理由」欄の「理由コード（2桁の数字）」が下記のコードであれば、対象となります。（高年齢受給資格者および特例受給資格者の人は対象となりません。）

特定受給資格者・・・「11」「12」「21」「22」「31」「32」

特定理由離職者・・・「23」「33」「34」

※特定受給資格者は、倒産・解雇などにより離職した人。

※特定理由離職者は、雇い止めなどにより離職した人。

## ○軽減期間について

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職した人は、平成22年度に限り適用となります。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

例 離職日 平成21年3月31日 → 軽減期間 平成22年4月～平成23年3月

離職日 平成22年3月31日 → 軽減期間 平成22年4月～平成24年3月

## ○申請について

下記の場所で申請を受け付けています。

申請には、必ず「雇用保険受給資格者証」を持参ください。

保険環境課国保係	☎24-2111（内線153）
長浜支所市民福祉課	☎52-1113（直通）
肱川支所市民福祉課	☎34-2331（直通）
河辺支所市民福祉課	☎39-2113（直通）

## 【問い合わせ先】

申請などの説明については	・・・保険環境課国保係	☎24-2111（内線153）
税額の説明については	・・・税務課市民税係	☎24-2111（内線129）

水道週間 6月1日(火)～7日(月)

『水道に 寄せる信頼 飲む安心』

(第52回水道週間スローガン)

市ではみなさんが安心して水を利用できるように努めています。

### 「水」は限りある貴重な資源

水は、わたしたちの暮らしに欠かすことができません。  
この機会に、改めて水の大切さを見直しましょう。

### 悪質な業者に注意してください。

「水道水を調べている」などと水質検査を装ったり、「水道課の指導で…」などと公的機関からの訪問を装い水を検査した後、化学的反応を悪用して水に色をつけ、「この水は有害です」などと言って、浄水器の購入を勧誘する業者がいます。

水道課などの公的機関では、訪問販売で物品を売ったり、業者に販売を委託したりするようなことはありません。このような業者が訪ねて来たら十分に注意してください。

### 水道の工事は指定工事事業者へ

水道は、安全な水を供給するため法律によって厳しく管理されています。

各家庭で、水道の新設・改造・修理・撤去などの工事を行うときは、必ず指定給水装置工事事業者（指定工事事業者）へ依頼してください。

#### 市内の指定給水装置工事事業者

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
(有)いの水道設備	田 口	24-2216	(有)大和開発	中 村	25-3776
(有)丸電工業	東大洲	24-5351	マスダ住設	市 木	25-4178
(有)オクダ設備	新 谷	25-4107	J A 愛媛たいき	東大洲	24-4181
淳山水道工事店	田 口	24-2583	久保建設(株)	蔵 川	27-0757
(有)三原設備	大 洲	24-3783	(資)矢野金物店	中 村	24-3043
(有)内田電気水道設備	徳 森	25-2858	タマル家電サービス	松 尾	24-0518
城戸電業社	徳 森	25-2944	向成建設(株)	新 谷	25-3150
(有)神田鉄工所	東大洲	24-4122	(有)曾根プロパン販売所	東大洲	24-3522
(株)土居鉄工所	東大洲	24-4519	(有)住吉産業	上老松	52-1531
(有)アサノ設備	北 只	24-0783	ダイヤ設備工業	下須戒	52-1289
神南設備	菅 田	25-4684	河内設備商会	下須戒	52-0503
(有)星加水道設備	八多喜	26-0020	米田設備工業	長 浜	52-2713
伊予屋住設	大 洲	24-2541	笹田水道	長 浜	52-2891
(有)南予水道住設	若 宮	23-2352	矢野ガス(株)	長 浜	52-0420
久保鉄工所	八多喜	26-0537	(有)池内石油店	長 浜	52-0448
(有)菊地浄化槽センター	五 郎	24-0013	(有)鈴木ガス商会	長 浜	52-0358
(株)西田興産	徳 森	25-0211	(有)満野大商店	長 浜	52-0013
中央建設(株)	柚 木	24-3556	徳森設備	宇和川	34-3285
松浦建設(株)	菅 田	25-5335	上田建設(株)	宇和川	34-2011
(株)四電工大洲営業所	北 只	24-4595	三瀬建設(株)	予子林	34-2911
(有)佐々木鉄工	春 賀	26-0875	鹿野川ガス販売所	山鳥坂	34-2701
(株)宮元建設	新 谷	25-0242	川上建設(有)	名荷谷	34-2101
谷本建設工業(株)	平 野	24-5161	(株)ひじ建	山鳥坂	34-2111
村上工業(株)	若 宮	24-3141	富永建設(株)	植 松	39-2011
好崎鉄工	米 津	26-0720	北川商店	植 松	39-2303

※市外の業者であっても、市の指定を受けている場合は、工事可能です。

【問い合わせ先】 水道課 ☎24-3753 (直通)

## 水道メーター取り替え

# 水道メーター取り替えなどのお知らせ

【問い合わせ先】 水道課 ☎243753 (直通)

## 水道メーターの有効期間は8年です！

皆様のご家庭に設置している水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。そのため、大洲市では水道メーターを有効期間内に取り替え、適正な検針を行うように努めています。

このため、市内の水道指定工事業者が、次の期間に、水道メーターを取り替える予定になっていますのでご協力をお願いいたします。

なお、この取り替えに関して料金をいただくことはありません。

実施月	実施地区
6月	平野町・菅田町
7月	新谷・喜多山・恋木・平野町保子野・肱川・河辺
8月	中村・徳森・南久米
9月	若宮・田口・東大洲・五郎・森山・八多喜・上須戒
10月	大洲・市木・春賀・長浜 (奇数月検針地区)
11月	柚木・西大洲・阿蔵・長浜 (偶数月検針地区)

## あれ？と思ったら…

### 『水がにごる』

水道の水は無色透明です。何か色がついているときは注意しましょう。

### ●赤くにごった水が出るとき

水道管の中のサビが流れ出したものです。水道工事による断水、消火活動、使用量の急激な変化などによっておこります。しばらくの間、じゃ口から水を出しておくときれいな水になります。

### ●白い水が出るとき

水道管の中の空気と水がかきまわされて、たくさん小さな泡となったものです。しばらくそのままにしておくと、透明な水にもどります。

## 水道メーター検針業務にご協力ください！

現在、水道メーターは2か月に一度、写真のようなマーク入りベストを着用し、身分証明書を携帯した検針員が、皆様のご家庭にお伺いして検針しています。

検針は水道使用量を確認し、水道料金を算定するもつとも大切な業務です。いつでもスムーズな検針ができるように、次の点にご協力ください。

- メーターボックスの上にも物を置かないでください。
- 犬などの動物を飼っている場合は、メーターボックスから離してつないでください。
- メーターボックスの中や周りはいつもきれいにしておいてください。



〈前方側検針風景〉



〈後方側検針風景〉